

PETAっとリザーブ・PETAっとレポート サービス約款

第一章 総則

第1条（約款の適用）

- 1 株式会社F L S（以下「当社」という）は、当社がインターネット上の当社ウェブサイトを通じて提供する、予約フォームサービス「PETAっとリザーブ」または、待ち状況配信サービス「PETAっとレポート」（以下「本サービス」という）の利用について、以下の通りサービス約款（以下「約款」という）を定め、この約款に基づき本サービスを提供します。
- 2 契約者は約款を遵守して、本サービスを受けるものとします。
- 3 当社が約款以外に特約を定めた場合、契約者はこの特約を遵守しなければなりません。
- 4 前項の特約を定めた場合、当該特約は本約款の一部を構成し、本約款と当該特約の定めが異なる場合には、当該特約が優先するものとします。

第2条（約款の変更）

- 1 当社は、契約者の承諾を得ることなく、本約款を変更することができます。この場合、当社は、変更後すみやかに契約者に通知します。
- 2 当社が本約款を変更した場合には、当社が別途定める場合を除き、変更後の約款が当社ウェブサイト上に表示された時点より、当該約款が効力を生じるものとします。ただし、当社が重大な変更と判断した場合には、利用者に対して電子メール等により通知を行うものとします。

第3条（用語の定義）

約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 契約者 当社と本サービスの利用契約を締結している個人又は法人・団体
- (2) サイト 契約者が本サービスを通じて作成するウェブページ
- (3) サイト名 契約者が本サービスを通じて作成するウェブページの名前
- (4) エンドユーザー 契約者が作成したサイトにアクセスする者
- (5) コンテンツ 契約者が本サービスを利用して作成したサイトの内容

第二章 サービスの内容

第4条（サービスの内容）

- 1 本サービスのサービス内容は、当社のウェブサイトで定めるところによるものとします。当社のウェブサイトに掲載されないオプションサービス並びにカスタマイズサービスに関しましても別途定めのない限り、約款に準じるものとします。
- 2 当社は、業務の都合によりやむを得ず特定のサービス品目を追加・廃止することがあります。

その際は、事前に利用者に対し通知を行うものとします。

第5条（料金等）

- 1 本サービスの料金は、当社ウェブサイトに掲げる料金表の通りとします。
- 2 物価または当社の施設に係る維持管理運営費の変動により、当社が本サービスの利用料金を不相当と認めるに至った時は、契約期間内でも、利用料金を変更することができるものとします。

第三章 利用契約

第6条（契約申込）

- 1 本サービスは、契約者が約款の内容に同意するとともに、当社所定のフォームに記入し提出することによって申し込むものとします。
- 2 契約の申込において、本人確認のための資料を提出していただくことがあります。

第7条（契約の承諾）

- 1 当社が契約者からの申込を承諾した場合、電子メールによりユーザーID及びパスワードを発行致します。同時に利用契約はこの時点で成立します。また、同通知書に記載された利用開始日を当該サービスの利用開始日とします。
- 2 当社は、次の場合にはサービス利用の申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスの申込をした者が、現在及び過去において第21条 第1項各号のいずれかに該当するとき
 - (2) 契約申込書に虚偽の事実を記載したとき
 - (3) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき
 - (4) 利用希望者の信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合
 - (5) 申込者が暴力団関係者その他反社会的団体に属する者と認められる場合
 - (6) その他当社が利用契約の申込みを拒絶することが相当と判断する場合
- 3 前項の規定により、本サービス利用の申し込みを承諾しない場合、当社は当該申込者にその旨を電子メールにて通知します。

第8条（契約の単位）

契約者が複数の本サービスを申し込む場合は、個々にサービス利用契約を締結するものとします。

第9条（契約期間）

- 1 本サービスの契約期間は第7条に定める利用開始日から起算して、最低12ヶ月以上とします。
- 2 利用契約は、その契約期間が終了する日（以下「契約終了日」といいます。）の1ヶ月前までに、

利用契約者から特に申し出がなければ、契約終了日の翌日からさらに従前の契約と同一期間につき更新されるものとし、以後も同様とします。

第10条（契約者の名称等の変更）

- 1 契約者は、当社に届け出た申し込み内容及び請求書送付先に関する事項に変更があったとき、速やかに当社に届け出るものとし、
- 2 前項の届け出があったときは、その変更内容を証明する書類を提出していただくことがあります。

第11条（契約者の地位の承継）

- 1 契約者である個人が死亡したとき利用契約は終了します。
- 2 契約者である法人が合併したとき、契約者はその旨をただちに当社に通知するものとし、当社はその通知受領後14日以内に、当該承継法人に対して利用契約を解除することができるものとし、当社が解除しなかった場合、承継した法人は利用契約に基づく一切の債務を承継するものとし、

第12条（サービスの権利）

契約者は、本サービスの全部または一部を当社の承諾なく、第三者に継承、譲渡、貸与、担保に供したりできません。

第13条（サービスの提供条件）

- 1 契約者は、ID及びパスワードを秘密としなければならない、当社が事前に書面により承諾する場合のほかは、第三者に利用させたり、譲渡、貸与、名義変更、売買等をしてはならないものとし、
- 2 ID及びパスワードの紛失、盗難、失念、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は全て契約者が負うものとし、当社は一切責任を負いません。
- 3 契約者は、ID及びパスワードが、契約者の承諾なく第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社にその旨通知し、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとし、
- 4 契約者は、適切にパスワードを管理する責任を負い、その責任を怠ったことにより契約者または第三者に発生した損害に関しては、契約者がその責任と負担においてこれを解決し、当社は一切責任を負わないものとし、

第14条（サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は日本国内とします。

第15条（サービス詳細内容の変更）

当社は事前に告知することにより、サービス詳細内容について変更を行うことができるものとします。ただし緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第16条（サービスの終了）

- 1 当社は、当社の都合により本サービスを終了することがあります。
- 2 本サービスを終了する場合は、当社は終了する1ヶ月前までに、契約者に対しその旨を告知します。

第17条（契約者が行う利用契約の変更・解除）

- 1 契約者が利用契約を解除するときは、当社に申し出ることにより解除できることとします。
- 2 本サービスについて、当社が別途定める「お試し利用期間」等により契約解除の特例を定める場合は、本条第1項によらず、特例に定めた規定において利用契約を解除することができるものとします。
- 3 本サービスのプラン変更等については、当社に申し出ることにより変更できるものとします。

第18条（当社が行う利用契約の解除）

- 1 契約者が以下の各号のいずれかに該当する場合、当社は、事前に催告することなく、直ちに当該契約者との間の利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 第21条（提供停止）の各号に定める行為を行った場合
 - (2) 当社への申告、届出内容に虚偽があった場合
 - (3) 利用料金の支払債務の滞納があった場合
 - (4) 第21条（提供停止）の規定により本サービスの提供停止をされた契約者が、相当期間内にその提供停止の原因となった事実を解消しない場合
 - (5) 契約者が法人の場合で、実際に従業員、事務所等が存在せず、実質的に業務が停止していると認められるとき
 - (6) 次の各号に該当する場合
 - イ. 差押え・仮差押え・仮処分・強制執行等を受けたとき。
 - ロ. 手形・小切手が不渡りになったとき
 - ハ. 支払の停止があったとき、または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立てがなされたとき
 - ニ. 解散もしくは事業が廃止になったとき
 - ホ. 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (7) その他、本約款に違反した場合のほか、契約者として不適切と当社が判断した場合
- 2 当社は、利用契約期間中であっても、契約者に対し、1ヶ月前に通知をした上で、利用契約の一部または全部を解除し、終了させることができます。
- 3 本条第2項による解除がなされた場合、当社は契約解除後速やかに本サービス提供を停止しま

す。また当社は、当社の判断により、当該サイトに関するデータを消去することができるものとします。

4 本条第1項及び第2項の規定により利用契約が解除された場合、契約者は、その利用中に係る一切の債務につき当然に期限の利益を喪失します。

第四章 提供中止及び提供禁止等

第19条（利用の制限）

1 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持に必要な事項を内容とする通信、その他の公共の利益のために緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

2 契約者が直接・間接にかかわらず、当社または当社の利用する電気通信設備やサービスの提供に必要とする機器に過大な負荷を生じさせ、他の契約者の利用に支障を生じた場合には、当社は当該契約者の利用を制限することがあります。

第20条（提供の一時停止）

1 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を呈しできるものとします。

(1) 当社または当社が利用する設備の保守、工事、または障害等やむをえない場合

(2) システムプログラムの仕様変更、改修などに伴う入れ替え作業等の場合

(3) 第一種電気通信事業者、または当社が接続している電気通信事業者がサービスを中止した場合

2 本サービスの提供を停止するときは、当社は契約者に対し、その旨とサービス提供停止の期間を事前に通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

第21条（提供の中止）

1 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(1) 利用契約上の債務を履行しなかったとき

(2) 第13条（サービスの提供条件）の規定に違反したとき

(3) 第31条（禁止事項）の行為を行った場合

(4) その他、本約款に違反した場合等、当社が不相当と判断する行為を行った場合

2 前項の本サービスの提供の停止によって、契約者及び第三者に損害が発生したとしても、当社は一切その責任を負いません。

3 第1項の規定により本サービスの提供の停止をするときは、当社は原則としてあらかじめその旨および理由、提供停止をする日時及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急その他やむを得ない場合を除きます。

第五章 利用料金の支払

第22条（料金等の支払義務）

- 1 契約者は、当社に本サービス契約の申し込み（契約変更の申し込みを含む）から3週間以内に第5条（料金等）に規定する料金の支払いを要するものとします。
- 2 サービス開始日以降、契約者の実際のサービス利用が無かった場合でも、本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。
- 3 第19条、第20条、第21条の規定により、当社が該当サービスを制限、中止、停止した場合であっても、本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。
- 4 契約者が料金その他の債務について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合、当社は当該契約者に対し、支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算した額を延滞損害金として請求します。

第23条（料金等の計算方法）

本サービスの利用料金は、毎年、暦年および暦月に従って計算する料金の額とします。

- 1 契約期間は、契約成立後の翌月1日から、契約者が本サービスの申込時に選択した1年間または2年間とし、この期間について第5条に定める料金が発生します。
- 2 契約の解除の日は契約期間終了月の末日となります。
- 3 本サービスにおいて初期費用が発生する場合は、初回請求時に併せて加算します。
- 4 第17条によるところの契約解除の場合、契約期間が終了していない場合においても、料金の全額または一部の返金はいたしません。

第24条（料金等の支払方法）

- 1 契約者は、料金を当社の指定された期日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。
- 2 契約者は、利用料金を、当社が第22条及び第23条に従って、契約時に計算した金額を、当社の指定する方法にて支払うものとします。
- 3 利用料金の請求については、申し込みがあった際に請求し、契約者は請求後21日以内に支払うものとします。
- 4 契約者がこの請求書を紛失等の事由により再発行を求める場合は、契約者は、当社が別に定める金額を支払うものとします。
- 5 利用料金の支払が口座振込による場合、振込手数料は契約者の負担とします。
- 6 「お試し利用期間」等により契約解除の返金が発生する場合、返金の振込手数料は契約者の負担とします。

第25条（割増金）

契約者が料金等の支払いを不法に免れた場合、当社は当該契約者に対し、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として請求します。

第26条（損害金）

第7条の規定により、当社が契約の承諾を取り消した場合であっても、当社は当該申込者に対し、契約が成立した場合と同額を損害金として請求します。

第27条（割増金、損害金の支払方法）

第25条及び第26条の支払いについては、当社が指定する方法により支払うものとします。

第28条（消費税）

契約者が当社に対し本サービスに係わる料金等を支払う場合において、消費税法及び同法に関する法令の規定により、当該支払いについて消費税及び地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該料金等を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

第29条（端数処理）

当社は料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第六章 契約者の注意

第30条（個人情報の保護）

- 1 契約者は、当社が与信判断及び与信後の管理のため、契約者の情報を必要な保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。
- 2 契約者は、本サービスを通じて収集したエンドユーザーの氏名、生年月日、住所、メールアドレスなど、特定の個人を識別できる情報を、責任を持って厳重に管理し、情報の不正アクセス、破壊、紛失、漏洩が起きぬよう、合理的な安全対策を講じなければなりません。
- 3 前項の個人情報の取り扱いにあたっては、契約者と、契約者の作成したサイトへアクセスしたエンドユーザーとの間で直接約款を定めるものとします。
- 4 当社は前項で契約者が作成した約款に対して、いかなる義務や責務を負うことはできません。

第31条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に定める行為を行ってはなりません。

- (1) 当社、他の契約者もしくは第三者の著作権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそ

れのある行為

- (2) 当社、他の契約者もしくは第三者の財産・名誉・プライバシーを侵害する又は侵害するおそれのある行為
- (3) 当社、他の契約者もしくは第三者に損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為
- (4) 当社、他の契約者もしくは第三者を誹謗中傷し、信用を毀損する行為
- (5) 当社の書面による事前の同意なくして本サービスを第三者に利用させる行為
- (6) わいせつ、児童買春、児童ポルノまたは児童虐待にあたる文書図画等を送信又は表示する行為、および児童の保護等に関する法律に違反する行為またはそのおそれのある行為
- (7) 事実に反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為
- (8) 本サービスの運営を妨げる行為、またはそのおそれのある行為
- (9) 公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を他の契約者もしくは第三者に提供する行為
- (10) ID及びパスワードを不正に使用する行為
- (11) 当社の書面による事前同意なくしてID及びパスワードを第三者に貸与する行為
- (12) 本サービスに関し、コンピューターウイルス等の有害なプログラムを使用ないし提供する行為
- (13) 本サービスおよび当社または当社が利用する機器への不正アクセス行為
- (14) 法令等に違反する、または違反するおそれのある行為
- (15) その他、当社が不適切と判断する行為

第32条（コンテンツの取扱）

- 1 契約者の作成したサイトのコンテンツに関する一切の責任は、契約者が負います。
- 2 当社は、契約者の作成したサイトのコンテンツ内容に起因する障害、損害については一切責任を負いません。

第33条（コンテンツの削除）

- 1 当社は契約者の作成したサイトに、第31条に該当する内容が掲載されている場合、当該サイトに関するデータを削除することがあります。
- 2 当社は、前項の規定により当該サイトに関するデータを削除する場合、当該契約者に対しその旨及び理由電子メール等にて通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は事後に通知します。
- 3 本条の規定に従い、当社が情報を削除し、または情報を削除しなかったことにより、契約者もしくは第三者に損害が発生したとしても、当社は一切その責任を負いません。

第34条（電子商取引サービスの利用）

- 1 契約者は本サービスを通して行う電子商取引サービスについて、エンドユーザーとの間で、契約者の責任において行うものとします。

2 当社は、当サービスを通して契約者とエンドユーザーの間で行われる電子商取引に起因する障害、損害については一切責任を負いません。

第七章 保守

第35条（当社の維持責任）

- 1 当社は、本サービスを適正に維持するよう務めるものとします。
- 2 当社は、利用者が本サービスを円滑にご利用いただけるよう、適切なサポートを行うものとします。当社の行うサポートは、ホームページ、電子メールで行うものとし、利用者の現地でのサポートは行わないものとし、利用者も現地でのサポートは求めないものとします。

第36条（契約者等の維持責任）

- 1 契約者は、当社が本サービスを提供するのに支障を与えないため、契約者の通信機器等を正常に作動するよう維持する責任を負うものとします。
- 2 契約者が、当社の設備またはサービスに不具合を発見したときは、当社にその旨通知し、当該不具合の修理または復旧を求めるものとします。

第八章 雑則

第37条（データ等の取り扱い）

本サービスにおける当社または当社の利用するサーバのデータが、滅失、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社は法令で定める場合を除き、いかなる責任も負わないものとします。

第38条（データのバックアップ）

当社はサーバ設備の故障又は停止等の復旧に対応するため、契約者のデータを複写することがあります。

第39条（著作権等）

- 1 本サービスに関する工業所有権、著作権、ノウハウ等は、全て当社またはその他の権利者に属します。
- 2 契約者は、本サービスを通じて提供されるいかなる情報についても、その著作権等の権利者の許諾なくして使用することはできません。
- 3 契約者は、本サービスを通じて提供されるいかなる情報についても、その著作権等の権利者の許諾なく、第三者に使用させることはできません。
- 4 前3項に関して、契約者と他の契約者ないし第三者との間で問題・紛争が発生した場合、契約

者は、自己の費用と責任においてかかる問題を解決し、当社に何等の迷惑または損害を与えません。

第40条（損害賠償及び当社の免責）

1 当社の責に帰すべからざる事由によって契約者に生じた損害、当社の予見の有無に拘らず特別の事情から生じた損害、逸失利益、及び第三者からの損害賠償請求に基づく契約者の損害その他の損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

2 天災、地変その他の不可抗力により本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。

3 契約者が本サービス用設備に書き込んだ情報の消滅及び消滅したことに起因して当該契約者に損害が発生したとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

4 電気通信事業者の責に期すべき事由により契約者が損害を被ったときは、当社は、一切責任を負わないものとします。

5 契約者が、本サービスの利用に関連して、当社、他の契約者もしくは第三者に損害を及ぼした場合、契約者は、当該損害を受けた者に対し、その損害を賠償する責任を負うものとします。

6 契約者が、本サービスの利用により自ら取得した第三者の個人情報盗取され、また漏洩したことにより第三者に損害を及ぼした場合、当社は、一切その責を負わないものとします。

7 本サービスの利用に関連し、契約者が他の契約者または第三者に対して損害を与えたものとして、他の契約者または第三者から何らかの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、当該契約者は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。当社は、通信サービスの性質上、その原因にかかわらず、契約者が本サービスの利用に関して被った速度の低下、情報等の破損、滅失などの損害、若しくは契約者が本サービスから得た情報等に起因して生じた損害について、一切の賠償の責任を負わないものとします。

第41条（秘密保持）

当社が本サービスの提供に関して取得した契約者の秘密情報は、以下の場合を除いて、当該契約者の事前の同意なく第三者への開示はしないこととします。なお、本項にしたがって第三者に契約者の秘密情報を開示する場合、当社は当該第三者に対して、本約款に従った適切な管理を要求するものとします。

(1) 裁判所の発する令状に基づいて行われる捜査機関への情報の開示または捜査機関による通信の傍受の場合

(2) 法律の定めないし法律手続により開示が必要となる場合

(3) 当社の権利、または財産を保護するために必要な場合

(4) 契約者及び公共の安全を守るために必要とされる緊急事態の場合

(5) 当社が本サービスの維持のために合理的事由により必要と判断する場合

(6) 利用者本人の同意がある場合

(7) 利用者のサービス利用に係る債権・債務の特定、支払い及び回収のため必要な範囲で金融機関

に個人情報を開示する場合

第42条（個人情報の取扱い）

- 1 当社は、本サービスの提供に関して取得した契約者の個人情報をプライバシーポリシーに基づき取り扱うものとします。
- 2 契約者は、前項に基づいて当社が取り扱う個人情報につき、所定の方法で当社に申し出ることにより、その情報の閲覧・修正・削除等必要な措置を請求することができるものとします。

第43条（準拠法）

本約款の成立、効力、解釈及び本約款に基づき発生する義務の履行等については、日本国法に準拠するものとします。

第44条（紛争の解決）

- 1 本サービスに関連して契約者と当社との間で問題が生じた場合には、両者が誠意をもって協議の上解決するものとします。
- 2 前項の協議によっても解決を図ることができず、訴訟による場合には、東京簡易裁判所もしくは東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第45条（適用開始）

この約款は、平成21年8月1日から適用されます。